

○大府市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において交付する大府市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）は、財団法人電気安全環境研究所の認証を受けた太陽電池モジュール又はそれに相当する認証を受けているもの若しくは同等以上の性能及び品質が確認されているもので市長が認めたものを使用したシステム（未使用品に限る。）で、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点1桁未満を四捨五入する。）とする。以下同じ。）が1キロワット以上のものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するもので、大府市税を滞納していないものとする。ただし、補助金の交付は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間において、1世帯当たり1台とする。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。ただし、延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）に補助対象システムを設置しようとする個人
- (2) 市内に住所を有し、又は住所を有する見込みの者のうち、自ら居住する補助対象システム付き住宅を市内に新築しようとする個人
- (3) 市内に住所を有し、又は住所を有する見込みの者のうち、自ら居住するため、市内の分譲、建売等の補助対象システム付き住宅を購入しようとする個人。ただし、購入しようとする住宅が中古住宅の場合は、新規に補助対象システムを設置する場合に限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、2万円に補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、整数未満を四捨五入する。最大出力値が4キロワットを超える補助対象システムにあつては、4キロワットとする。）を乗じて得た額とする。

(予約の申請)

第5条 販売を目的とした分譲、建売等の住宅に補助対象システムを設置しようとする者（以下「予約申請者」という。）は、補助対象システムの設置工事を着工する日の7日前までに、太陽光発電システム設置費補助金予約申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システム概要書（第10号様式）
- (2) 工事見積書の写し（補助対象システムの機種名及び設置に要する費用の内訳が記載されているもの）
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 設置場所の案内図
- (5) その他市長が必要と認める書類
（予約の内定及び通知）

第6条 市長は、補助金交付の予約の申請受付を先着順に行う。

- 2 市長は、受け付けた補助金交付の予約の申請に係る補助金の合計額が、予算の範囲を超えるときは、申請を受理しないことができる。
- 3 市長は、前条の予約申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、太陽光発電システム設置費補助金予約内定・却下通知書（第2号様式）により予約申請者に通知するものとする。
（交付の申請）

第7条 第3条第1号又は第2号に規定する者のうち、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助対象システムの設置工事を着工する日の7日前までに、太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置工事請負契約書の写し（補助対象システムの機種名及び設置に要する費用の内訳が記載されているもの）
- (2) 太陽光発電システム概要書
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 設置場所の案内図
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 第3条第3号に規定する者が、前条第3項の規定により内定を受けた物件を取得しようとするときは、予約申請者と売買契約を締結する日の7日前までに、太陽光発電システム設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システム設置費補助金予約内定・却下通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、太陽光発電システム設置費補助金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定に当たり特に必要と認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

（計画変更の承認）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の申請書の内容に変更があった場合又は補助対象システムの設置を中止する場合は、太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認め
たときは、太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認通知書（第6号様式）によ
り、その決定事項及びその決定に付した条件を交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、工事完了日（第3条第3号に規定する者にあつては、住宅の
売買契約締結日）から起算して30日以内又は申請年度の3月31日（同日が市役所の
閉庁日に当たるときは直前の開庁日）のいずれか早い日までに、太陽光発電システム設
置費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけれ
ばならない。

- (1) 補助対象システムの保証書の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (3) 領収証明書（第11号様式）
- (4) 工事着工後の現況写真
- (5) 当該住宅の売買契約書の写し（第3条第3号に規定する者のみ）
- (6) その他市長が必要と認めたもの

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、太陽光発電システム設置費補助
金交付確定通知書（第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の通知書を受けたときは、速やかに、太陽光発電システム設置費
補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（処分の承認）

第12条 交付決定者は、補助対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該補助
対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ、太陽光発電システム処分承認申
請書（第12号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天
災その他災害によりやむを得ず当該補助対象システムを処分するときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、処分の承認
をし、その承認に条件を付けたときには、太陽光発電システム処分承認通知書（第13
号様式）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を
取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認められるとき。
- (2) 第8条第2項又は第9条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定により補助対象システムを処分したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、当該取消しに
係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を請求するものと

する。

2 前項の規定により市長が請求する補助金の返還額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号又は第2号の規定に該当する場合 交付された補助金の全額

(2) 前条第3号の規定に該当する場合 別表に定める額

(協力)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、平成24年3月31日までに実績報告書が提出された補助金について適用する。

(経過措置)

3 改正前の大府市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第13条の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大府市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

別表 (第14条関係)

(単位：円)

設置年月日からの経過年数	補助金返還額			
	4KW以上	3KW	2KW	1KW
1年未満	200,000	150,000	100,000	50,000
1年以上 2年未満	186,200	140,000	92,400	46,200
2年以上 3年未満	172,900	130,000	85,800	42,900
3年以上 4年未満	159,600	120,000	79,200	39,600
4年以上 5年未満	146,300	110,000	72,600	36,300
5年以上 6年未満	133,000	100,000	66,000	33,000
6年以上 7年未満	119,700	90,000	59,400	29,700
7年以上 8年未満	106,400	80,000	52,800	26,400
8年以上 9年未満	93,100	70,000	46,200	23,100
9年以上 10年未満	79,800	60,000	39,600	19,800
10年以上 11年未満	66,500	50,000	33,000	16,500
11年以上 12年未満	53,200	40,000	26,400	13,200

12年以上13年未満	39,900	30,000	19,800	9,900
13年以上14年未満	26,600	20,000	13,200	6,600
14年以上15年未満	13,300	10,000	6,600	3,300

備考 平成22年4月1日以後に交付決定を受けた補助金については、補助金返還額に5分の2を乗じた額とする。